

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。具体的には、取締役会、監査役会、会計監査人、経営会議、内部監査を通じて、適法性の確保及び企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制及びディスクロージャー体制の確立等を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 原則1-2-2 >

当社は、招集通知を法定期限内に発送しておりますが、今後は、株主が議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の記載内容の正確性を担保しつつ、早期発送及び早期開示が可能となるよう、努めて参ります。

< 原則1-2-4 >

当社は、従来の書面による議決権行使のほか、インターネット議決権行使が利用可能となっております。現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後は株主構成における機関投資家や外国人株主の動向に留意しつつ、その必要性を検討して参ります。

< 原則3-1 >

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略及び経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しております。

・経営理念: <https://www.sold-out.co.jp/index.php/philosophy>

・経営戦略・経営計画: <http://www2.sold-out.co.jp/ir/library/>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について
本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認を得た範囲で、代表取締役が取締役個別の報酬額を決定しております。個別報酬額の決定について特に具体的な基準や手続は定めておりませんが、今後は取締役会が業績評価の結果を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続により個別報酬額について審議・決定することができるような制度の導入を検討して参ります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任や解任について、特に具体的な基準や手続は定めておりませんが、今後は取締役会が業績評価の結果を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続により経営陣幹部の選解任について審議・決定することができるような制度の導入を検討して参ります。

() 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知の株主総会参考書類にその氏名及び理由を開示しております。

< 原則4-1-3 >

当社は現在、最高経営責任者の後継者計画の策定を行っておりませんが、今後は、その資質を有すると判断する人材を重要な役職に登用し、当社やグループ会社の経営に関与させることで経験を積ませ、社内外の意見を踏まえ、取締役会において公正に指名する体制を整えて参ります。

< 原則4-2-1 >

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認を得た範囲で、代表取締役が取締役個別の報酬額を決定しております。

今後は、現金による固定報酬だけでなく、中長期的な業績と連動した報酬や自社株式を活用した報酬など、中長期的な業績や株価に連動した報酬制度の導入を検討して参ります。

< 原則4-3-1 >

当社は、経営陣幹部の選任や解任について、特に具体的な基準や手続は定めておりませんが、今後は業績評価の結果を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続により、経営陣幹部の選解任について審議・決定することができるような制度の導入を検討して参ります。

< 原則4-3-2 >

当社は、CEOの選解任について、特に具体的な基準や手続を定めておりませんが、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任できるような制度の導入を検討して参ります。

< 原則4-3-3 >

当社は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の導入を検討して参ります。

< 原則4-8 >

当社の独立社外取締役は1名ではありますが、当社の事業領域であるマーケティングの専門家としての深い知見に基づき、取締役会において積

極的に発言を行う等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしていただいているものと認識しております。

今後は、事業の状況や環境の変化等を踏まえつつ、更なるガバナンス向上を目指すべく、追加の独立社外取締役候補の確保・選任に努めて参ります。

<原則4-8-1>

当社の独立社外取締役は、取締役会の他でも適宜情報交換を行っており、取締役会事務局が独立社外取締役に対して情報共有を行い、取締役会において活発な議論ができるよう支援しております。

今後も独立社外取締役に取締役会において積極的な議論を通じて貢献いただけるよう、社外役員間の情報交換と連携強化を図る有効な制度の導入を検討して参ります。

<原則4-8-2>

当社における社外役員による取締役や監査役との連携は、取締役会事務局が中心となって調整・実施する体制となっております。

今後も独立社外取締役に取締役会において積極的な議論を通じて貢献いただけるよう、独立社外取締役と取締役・監査役との連携強化を図る有効な制度の導入を検討して参ります。

<原則4-10-1>

当社の機関設計は、企業規模に応じた適切なガバナンス体制として、取締役会と監査役会を設置しております。

取締役10名のうち2名が社外取締役、監査役4名のうち2名が社外監査役であり、社外役員からは取締役会において独立した客観的な立場から適切な助言・提言をいただいております。

今後も取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の委員会の設置を含め、有効な制度の導入を検討して参ります。

<原則4-11>

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスの取れた構成となっておりますが、より一層の多様性を確保するため、今後は女性の取締役の選任を検討して参ります。

監査役として弁護士資格を有する者を1名選任しておりますが、今後は財務・会計に関する知識を有する者も選任することを検討して参ります。また、取締役会の実効性を高めるため、実効性の評価・分析のための取り組みを検討して参ります。

<原則4-11-3>

当社の取締役会は、社外取締役2名及び社外監査役2名が出席し、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、当社の中長期的な企業価値の向上と少数株主利益の保護の観点から、当社の経営を監督し、適切な助言・提言をいただいております。また、取締役会事務局から事前に取締役会資料を共有して審議の活性化を図ることにより、取締役会の実効性の向上を図っております。

今後、取締役会の実効性について分析・評価を定期的に行って参ります。

<原則5-2>

当社は、持続的な成長と企業価値の向上に努め、経営戦略に基づいて収益力や資本効率等にも留意しながら事業展開を行い、人材やシステム等に重点的に資源配分を行っております。

収益力や資本効率等に関する具体的な目標数値や資源配分の内訳を公表しておりませんが、今後、株主や投資家の皆様に分かりやすく正確にご説明する方法を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1-4>

当社は、当社と共通した理念を持つ会社について、株式保有による関係の強化と事業シナジーの創出を通じて当社の企業価値の向上に貢献できるものと判断する場合にのみ、政策的に株式を保有することを方針としております。

政策保有株式の取得を取締役会の承認事項としており、取得後は四半期ごとの当該会社の経営・財務状況や、シナジー創出の取組状況を確認し、経営会議に報告しております。

なお、政策保有株式に係る議決権行使は、個々の背景や目的により異なることから具体的な行使基準を定めておりませんが、株主の立場から当該会社の企業価値、株主価値の向上に資するものであるかどうか経営会議にて個別判断しております。

<原則1-7>

当社は、関連当事者との取引のうち取締役が当事者となる利益相反性のある取引については、事前に取締役会の承認を受けることとし、取締役会は取引の内容を把握したうえで自社や株主の利益に反することがないことを確認し、特別利害関係人となる取締役を除外したうえで審議し承認しております。また、後日、取引の履行状況を取締役に報告することとしております。

なお、関連当事者取引については、取締役に対してその有無を確認する調査を毎期末に実施しており、経理部門が調査結果を会計帳票と照合・確認し、法令等に従い有価証券報告書において報告しております。

<原則2-6>

当社には企業年金制度はありませんので、該当はありません。

<原則3-1>

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営戦略及び経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しております。

・経営理念: <https://www.sold-out.co.jp/index.php/philosophy>

・経営戦略・経営計画: <http://www2.sold-out.co.jp/ir/library/>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について
本報告書「-1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認を得た範囲で、代表取締役が取締役個別の報酬額を決定しております。個別報酬額の決定について特に具体的な基準や手続きは定めておりませんが、今後は取締役会が業績評価の結果を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きにより個別報酬額について審議・決定することができるような制度の導入を検討して参ります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任や解任について、特に具体的な基準や手続きは定めておりませんが、今後は取締役会が業績評価の結果を踏まえ、

公正かつ透明性の高い手続きにより経営陣幹部の選解任について審議・決定することができるような制度の導入を検討して参ります。
()経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会招集通知の株主総会参考書類にその氏名及び理由を開示しております。

<原則4-1-1>
当社の取締役会は、7名の業務執行取締役と3名の非業務執行取締役(うち2名が社外取締役)により構成され、法令、定款及び取締役会規程等に基づき運営されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。
取締役会は、経営の意思決定機関として、法令、定款及び取締役会規程等に定める事項のほか、経営方針や資本政策に関する重要事項を審議・決定するとともに、各業務執行取締役による業務執行状況の監督を行っています。また、取締役会で職務権限規程を定めており、各取締役は当該規程に定められた権限に基づいて業務執行を行っております。

<原則4-9>
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、少数株主と利益相反が生じる虞がなく独立性が確保され、専門分野における豊富な経験と知識を有する専門家である社外取締役1名を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、当該独立役員には取締役会において専門的見地から率直・活発で建設的な助言・提言をいただいております。

<原則4-11-1>
当社は、経営方針や事業規模を踏まえ、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスのほかに多様性や規模をも勘案し、取締役会の実効性を高めるために適切な人材を取締役として選任しております。
なお、各取締役の経歴や選任に関する考え方は、有価証券報告書及び株主総会招集通知において開示しております。

<原則4-11-2>
当社は、当社の役員が他社の役員を兼任する際は、競合関係や利益相反関係がなく、当社の役員としての役割・責務を適切に果たすことについて支障のないことを、取締役会において事前に確認しております。また、取締役の兼任状況は、有価証券報告書及び株主総会招集通知において開示しております。

<原則4-11-3>
当社の取締役会は、社外取締役2名及び社外監査役2名が出席し、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、当社の中長期的な企業価値の向上と少数株主利益の保護の観点から、当社の経営を監督し、適切な助言・提言をいただいております。また、取締役会事務局から事前に取締役会資料を共有して審議の活性化を図ることにより、取締役会の実効性の向上を図っております。
今後、取締役会の実効性について分析・評価を定期的に行って参ります。

<原則4-14-2>
当社は、取締役・監査役の就任に際しては、経営陣として職責を担えるよう、必要に応じて当社グループの企業理念、事業、組織、業績等について説明を行っております。また、常勤取締役を対象としてコンプライアンス研修を実施しております。
株主総会で選任される取締役・監査役は、各人の持つ豊富な知識や経験を活かし、役員として株主の負託に応え、その職務を遂行できるものと判断して候補者としておりますが、役員は必要な知識の習得や更新に自ら取り組み、必要な場合はその費用を会社が負担することとしております。

<原則5-1>
当社は、IRに関する方針をディスクロージャーポリシーとして定め、IRサイトに掲載しております。当社のIR活動は、取締役CFOが中心となり、管理部門にて行っております。
投資家や株主の対話については、当社の経営方針や事業環境に関する理解を深めていただくため、合理的な範囲で積極的に取り組んでおります。機関投資家に対しては、決算説明会や個別面談を積極的に行っております。
また、個人投資家に対しては、IRサイトを通じた情報提供だけでなく、IR専用の電子メールアドレスや直通電話番号を設け、真摯に対話を行うことに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オプトホールディング	5,914,080	57.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,117,100	10.84
ヤフー株式会社	1,051,920	10.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	456,200	4.42
荻原 猛	355,200	3.44
野村信託銀行株式会社(投信口)	306,800	2.97
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	219,700	2.13
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	104,500	1.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	59,700	0.57
山家 秀一	55,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社オプトホールディング (上場:東京) (コード) 2389

資本構成及び大株主の状況は、平成30年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主である株式会社オプトホールディング及び同子会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関し、少数株主の権利を不当に害することのないよう、健全性及び適正性確保の仕組みを整備し慎重に判断する方針としております。

具体的には、独立当事者間において取引を行う場合と同様に、市場価格等に鑑みて妥当な契約条件を検討し、その可否及び条件等につき管理部門における取引開始時の確認を経て十分に検討した上で承認することとしております。また、監査役監査や内部監査における取引の内容等の事後確認を行っております。

なお、当社では支配株主である株式会社オプトホールディング及び同子会社との取引が一部発生しておりますが、上記方針に沿い取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

株式会社オプトホールディングは当社の議決権の約57%(平成30年12月31日現在)を保有する当社の親会社であり、当社の取締役1名が株式会社オプトホールディングの代表取締役社長グループCEOを、監査役1名が同社のコンプライアンス本部長を兼ねております。

ヤフー株式会社は当社の議決権の約10.2%(平成30年12月31日現在)を保有する当社の主要な株主であり、当社の取締役1名がヤフー株式会社のマーケティングソリューションカンパニー 検索統括本部 パーティカルQA本部の本部長を兼ねております。

当社は、上記2社の企業集団と事業の棲み分けがなされており、当社の経営判断において、親会社等の承認を必要とする取引や業務等はなく、事業上の制約は特にありません。そのため、当社は上場会社として、親会社等からの独立性は十分に確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 洋	学者											
瀧澤 和幸	他の会社の出身者					○						

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 洋	○	該当事項はありません。	日本マーケティング学会の会長であり、マーケティングに関する専門的な見地から、当社の主要事業であるWebマーケティング支援サービスに関する助言・提言を通じ、当社の持続的な企業価値の向上に貢献いただけるものと判断したためであります。 なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる虞がないことから、独立役員に指定しております。

瀧澤 和幸		同氏は、ヤフー株式会社のマーケティングソリューションカンパニー 検索統括本部 パーティカルQA本部の本部長を兼ねております。	国内大手メディアであるヤフー株式会社における豊富な経験と、当社の顧客である地方及び中堅・中小企業を対象とするデジタル広告に関する知見から、当社の主要事業であるWebマーケティング支援サービスに関する助言・提言を通じ、当社の持続的な企業価値の向上に貢献いただけるものと判断したためであります。 なお、同氏と当社との間に利害関係はありませんが、同氏はヤフー株式会社のマーケティングソリューションカンパニー 検索統括本部 パーティカルQA本部の本部長であり、当社は同社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係を有しております。
-------	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査を基本(いわゆる三様監査)としております。それぞれの監査の実効性を高め、且つ全体としての監査の質的向上及び網羅性の向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互連携を図っております。監査役会は、監査の有効性と効率性の向上を図るため、会計監査人より監査計画、職務遂行状況及びその結果などについて適宜報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査役と内部監査は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、監査活動の日程調整などにより、効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 拓之	他の会社の出身者													
壽原 友樹	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 拓之		――	豊富な監査役としての経験に基づく当社の内部統制構築に関する助言・提言を期待して社外監査役に招聘しております。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。
壽原 友樹		――	弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識に基づく当社の内部統制構築に関する助言・提言を期待して社外監査役に招聘しております。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、当社への貢献状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬限度額内で、取締役については取締役会の決議に基づき代表取締役の一任により決定しており、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、経営企画を所管する部門が取締役会事務局として、議案の事前報告や取締役会の議事録その他情報提供を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営上の意思決定、業務執行、監査・監督に関するコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役2名）で構成されています。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。

2. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名の合計4名で構成され、そのうちの2名が社外監査役で構成されています。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。各監査役は、取締役会等の社内会議体への出席や重要な社内文書の閲覧等を通じ、内部統制システムを含む経営全般に関して幅広く監査を行っています。

3. 内部監査体制及び内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者1名が担当しています。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について後日フォローアップし、確認しております。

4. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

前事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりです。なお、継続監査年数については、7年以下であるため、記載を省略しています。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 轟 芳英
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 比留間 郁夫
- ・監査業務における補助者の構成
 - 公認会計士 9名
 - その他 12名

5. 経営会議

経営会議は、常勤取締役7名と常勤監査役1名で構成されており、毎月1回の定例に加え、必要に応じて臨時で開催しております。経営会議では、職務権限規程に基づき取締役会から権限移譲を受けた範囲で、取締役会決議事項の一部の事前承認のほか、事業投資や資源配分の経済合理性、内部管理体制の拡充、事業戦略に適した人事・組織体制の構築及びグループ会社の経営状況等について報告、協議及び承認を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法に基づく機関としての株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人の設置に加え、社外における豊富な経験と幅広い見識を有する方を社外役員に選任することが、経営機能の強化のみならずコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に適していると考え、社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、業務執行に係る意思決定の局面において活発な意見交換及び議論を行うとともに、経営に対する実効性の高い監督を実現することにより一般株主の利益保護を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決行使における十分な検討時間が確保出来るよう、招集通知発送の早期化に努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は毎年3月下旬を予定しており、比較的集中日ではない時期になっております。他社の株主総会日を避け、株主が出席しやすい日時で株主総会を開催出来るよう、努めて参ります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、議決権行使書による方法だけでなく、電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取り組み	今後検討すべき課題と認識しております。株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権行使プラットフォームへの参加について検討をして参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、事務負担及び費用、並びに今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し、検討して参ります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社内規程である「適時開示規程」にディスクロージャーポリシーを規定するとともに、当該ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会の終了後に株主向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算に係る決算短信の開示後に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	外国人株主の状況等を踏まえて今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページを開設し、適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当者は、取締役CFO直属としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスの統制方針を定めることを目的とした「倫理規程」を制定しており、当社の全役職員に対し、コンプライアンスを重視させ、高い倫理観をもって業務に取り組ませることにより、ステークホルダーに対して、良識ある行動をとるよう、心掛けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとしたステークホルダーに必要な適時・適切な会社情報の開示を、迅速かつ正確に、加えて公平に行える社内体制の充実に努めて参ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は、以下のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、倫理規程を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

(1)取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

(2)取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

(3)取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。

(4)定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ(リスク)については、リスク管理及び危機管理規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク及び危機管理責任者の指示のもと、危機管理事務局において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限規程別紙に該当事項として定められた事項については、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。日常の職務執行については、業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1)当社は、親会社から独立して独自の内部統制システムの構築に取り組み、独立した意思決定による独自の経営を行います。ただし、親会社グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、親会社とは適宜必要な情報交換を行います。

(2)当社は子会社に対して、子会社の取締役または監査役として当社役職員を派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。

(3)子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会への報告を行います。

(4)内部監査人は、内部監査規程に基づき、子会社の内部監査を行います。

(5)監査役は、監査役会監査基準に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制及び当該報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社の監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。

(2)当社又は当社の子会社の取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告します。

(3)当社又は当社の子会社の使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令または定款違反事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告します。

(4)当社の監査役に対して報告を行った当社又は当社の子会社の取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。

(2)監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程において、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言しております。その宣言のもと、当社は、「反社会的勢力排除マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の係りを禁止しております。

b. 対応責任者

経理部の部門長を責任者とし、反社会的勢力の関係者と思われる者との取引、及び疑い等が発覚した場合は、直ちに経理部の部門長に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応法

イ. 新規取引先及び既存取引先

原則として、インターネットによる特定キーワードによる検索と日経テレコンによる記事検索を通じて反社会的勢力との関係有無を調査します。また、取引の開始時には、各種契約書等に、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の反社会的勢力排除条項を明記することとしております。

ロ. 既存取引先について

年に1度、定期的に調査・確認を行っております。

ハ. 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

d. 外部の専門機関との連携状況

警視庁及び都道府県警察組織犯罪対策本部、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等との連携を行っております。

e. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

f. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

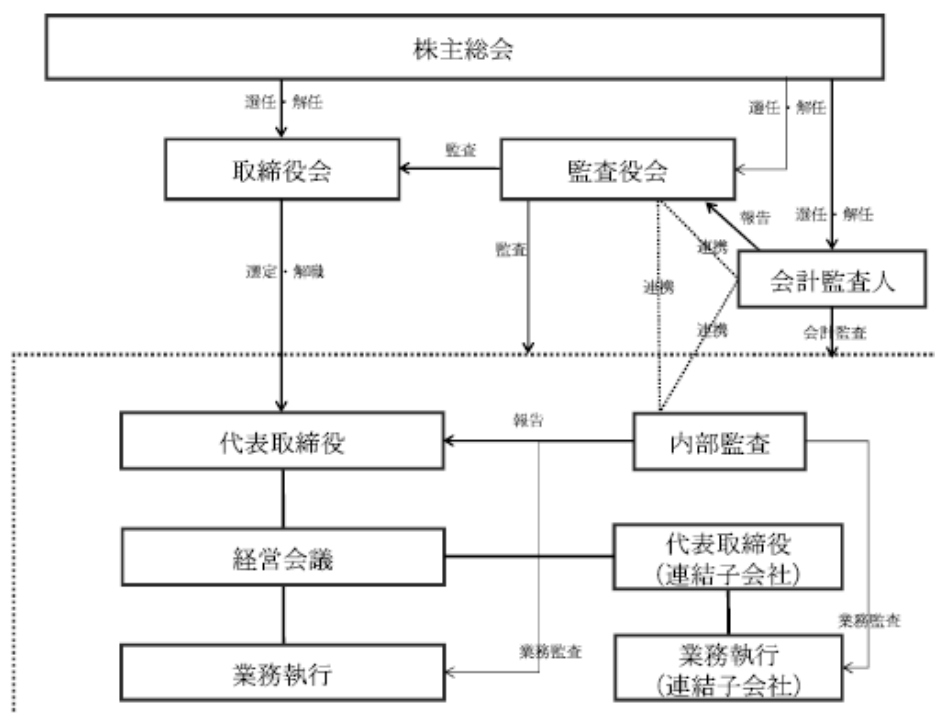
(1) コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示態勢について

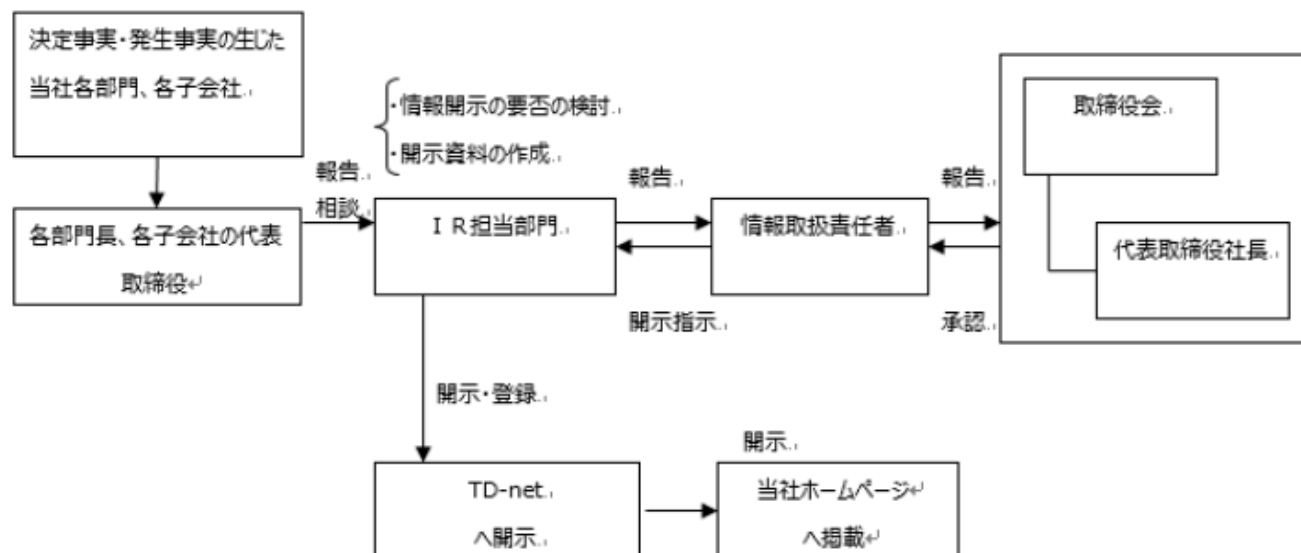
当社は、「適時開示体制の概要(模式図)」の要領に従い適時開示を行うものとしております。適時開示情報を含めた会社情報を統括管理整理し、適時開示を実施する情報取扱責任者を管理部門を所管する取締役としており、IR担当部門が適時開示の実務を行っております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

① 決定事実・発生事実



② 決算情報

